

## 特集1

## 外国につながる子どもたちの進路保障一小中学校の支援を経て高校、大学へ

上智大学グローバル・コンサーン研究所／JSPS「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業 実社会対応プログラム」共催シンポジウム（2019年7月6日於上智大学開催）記録

## 報告1 文科省検討チームによる外国人の子どもの教育支援について

三好圭

皆さんこんばんは。文部科学省の総合教育政策局で外国人児童生徒に対する日本語指導を担当しております、三好と申します。今日は、お話をさせていただく機会をいただきまして、大変ありがとうございます。短い時間ですが、文部科学省の教育推進検討チームの報告書の概要を、簡単にご説明させていただきます。

**図1-1外国人の受け入れ・共生のための教育推進検討チーム報告概要～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～**

**背景** 近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族共同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。

**景** 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

**重点的に進めるアクション****外国人児童生徒等への教育の充実**

- 学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実**
- ①学校における教員・支援員等の充実
    - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
  - ②教員の資質能力向上
    - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
  - ③進学・キャリア支援の充実
    - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
    - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
  - ④障害のある外国人の子供への支援
    - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
    - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

**地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生**

- ⑤外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
  - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
  - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
  - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
  - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
  - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

**外国人に対する日本語教育の充実**

- ①日本語教育の機会確保
  - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
  - ・日本語学習ICT教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ②日本語教師の質の向上
  - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
  - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③日本語教育機関の質の向上
  - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

**留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底**

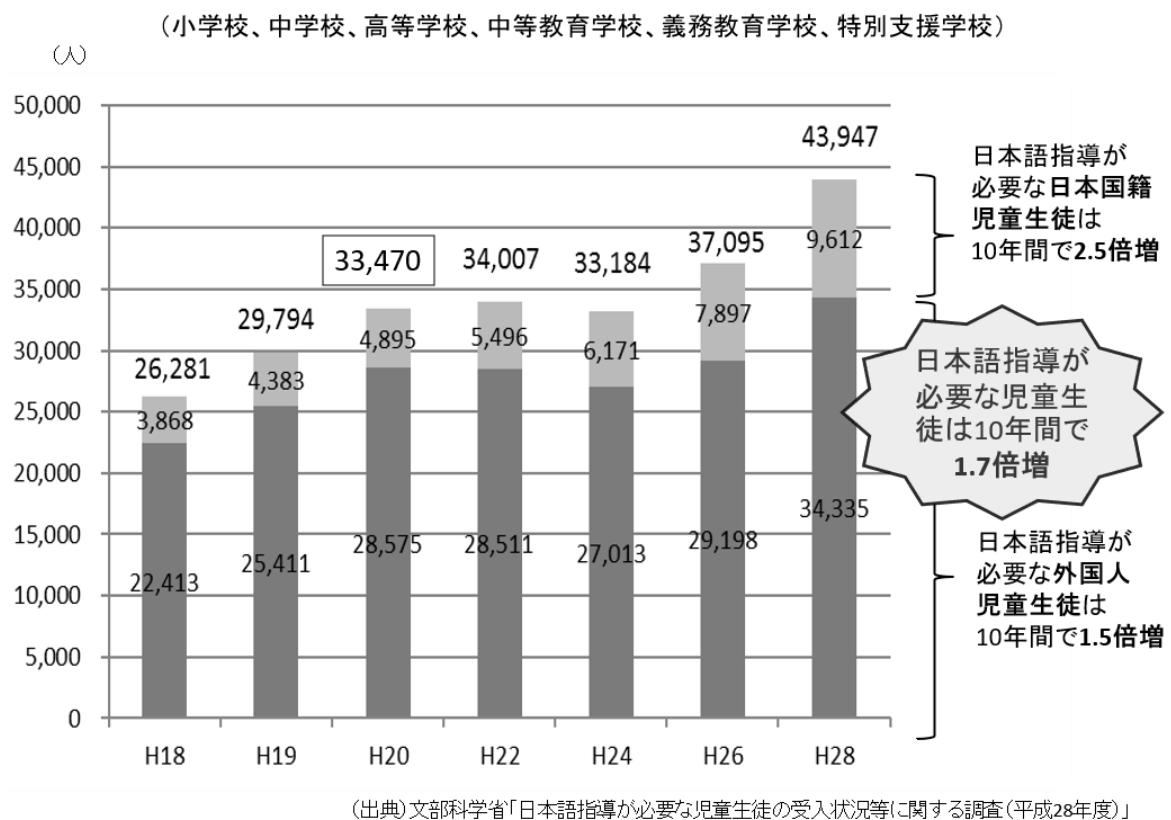
- ①留学生の国内就職の促進
  - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
  - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
  - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ②留学生の在籍管理の徹底
  - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
  - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
  - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

外国人児童生徒、子どもに対する教育の充実ということと、それから生活者としての外国人に対する日本語教育の充実と、それから留学生の国内就職促進、管理の徹底のうち今日はその中から本日のテーマである外国人児童生徒のところを中心に、お話をさせていただきたいと思います。

図1-1に「外国人児童生徒等への教育の充実」として、1番から7番までの7つの柱を

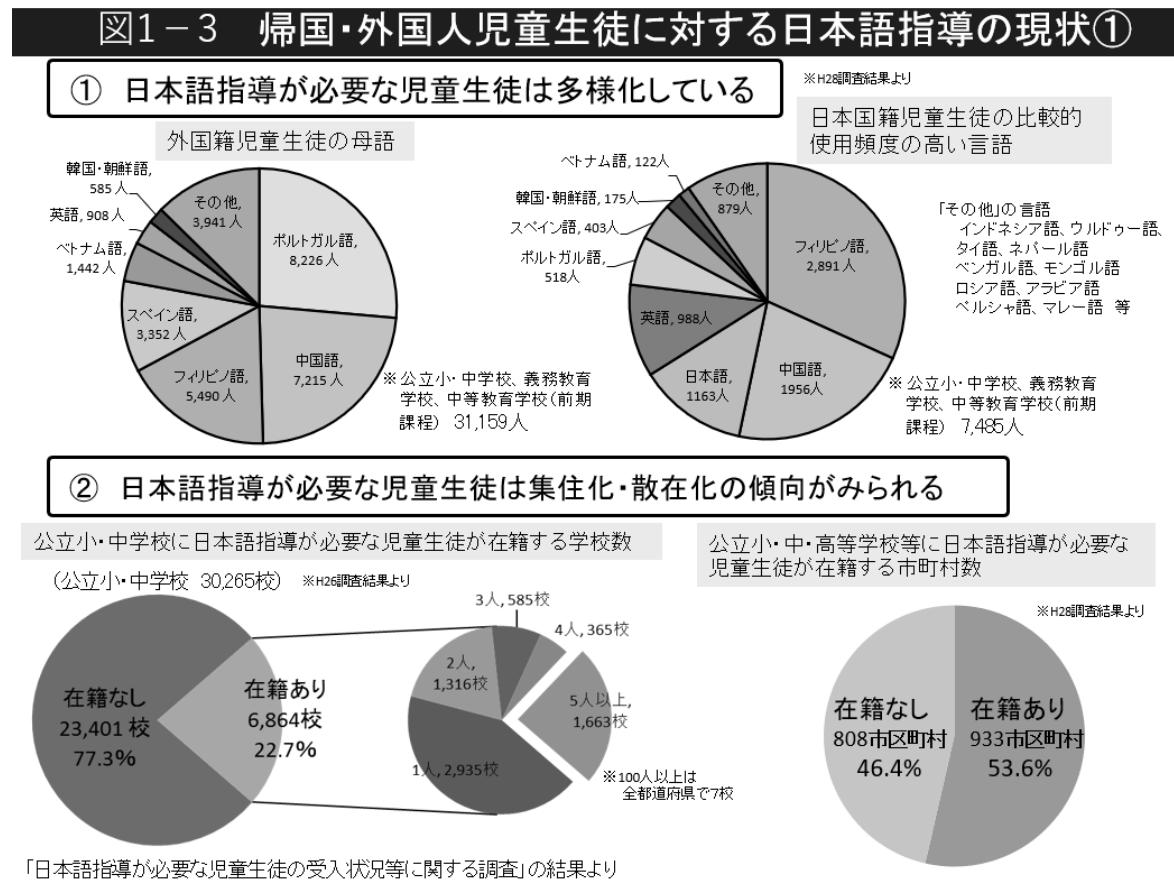
示しております。今年の1月に、浮島副大臣のリーダーシップのもとで、文部科学省のいろいろな人間が集まって、検討チームを作ることになり、1月以来、議論を重ねてきました。先ほどお話にもありましたように、8回にわたって各界からのいろいろな関係者の先生と、あるいは我々が現場に視察に行くということもしながら、議論を重ねてきました。

**図1-2 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①**



外国人児童生徒のごくごく基本的なところだけ申し上げますが、図1-2をご覧いただくとわかりますように、この10年間で1.7倍に増えています。外国人児童生徒「等」と申し上げていますが、下の部分が外国籍の方、上は日本国籍を持っているけれども、日本語指導が必要な方ということで、下も上も両方増えていることが見て取れます。4万4000人ということで、これは3年前のデータですが、もうすぐ新しい最新のデータを公表する準備を進めています<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)の結果について」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/09/1421569.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569.htm)



そして、最近の特徴ですが、こちらの円グラフをご覧いただくとわかりますように、いろいろな言語を話す方がいます（図1-3参照）。外国籍の方ですから、英語と中国語と韓国語だけではなく、多様な言語を話す方がいらっしゃることがこの円グラフからわかる。そして、下の方の円グラフは、集住地域と散在地域のそれぞれの課題がありまして、愛知県や群馬県など、外国人の方がたくさん労働者としていらっしゃる地域であるところでは、学校の定員の半分が外国籍の方で占められていることもあります。この間私がお話を聞きしたのは、愛知県の知立市の、知立市東小学校で、今年の新入生、小学一年生のうち8割の方が外国籍ということでした。一昔前では考えられない状況です。

しかし一方で、地域の中ではほとんど日本語の指導が必要ないところもあって、実はそういう散在地域こそ、日本語指導が必要な方が入ってきた場合に、誰が、どうやって、どういう手順で、日本語を教えていけばいいのか、ということを組織としても、先生個人の質としても確立したく、この集住地域と散在地域両方の対策が必要だと考えています。そして、今の学校現場ではどのような形で日本語指導が行われているかということですが、「特別な指導」と書いておりまして、いわゆる「取り出し授業」というような形で、例えば月曜日の3時間目と水曜日の3時間目は日本語指導が必要な人は、この教室にみんな集まって、そこで国語の勉強あるいは算数の勉強をしようという形で授業が展開されているのが一般的です。それが必ずしも全員に保障されているわけではないというのが、今の状況で

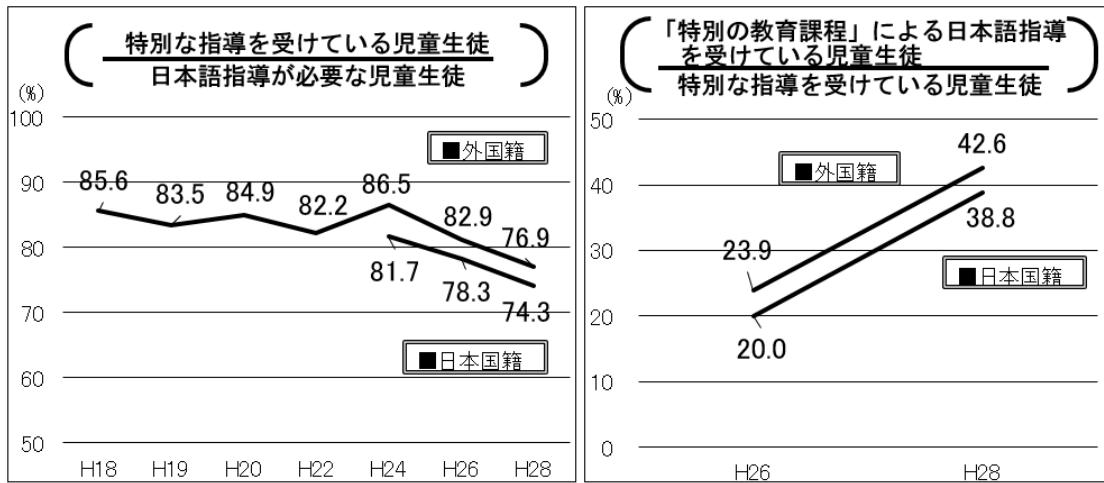
すので、この折れ線グラフを、どうやって上げていくかも大きな課題になっています（図1-4 参照）。

#### 図1-4 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9%（6点減）、日本国籍の者で74.3%（4点減）となっている。

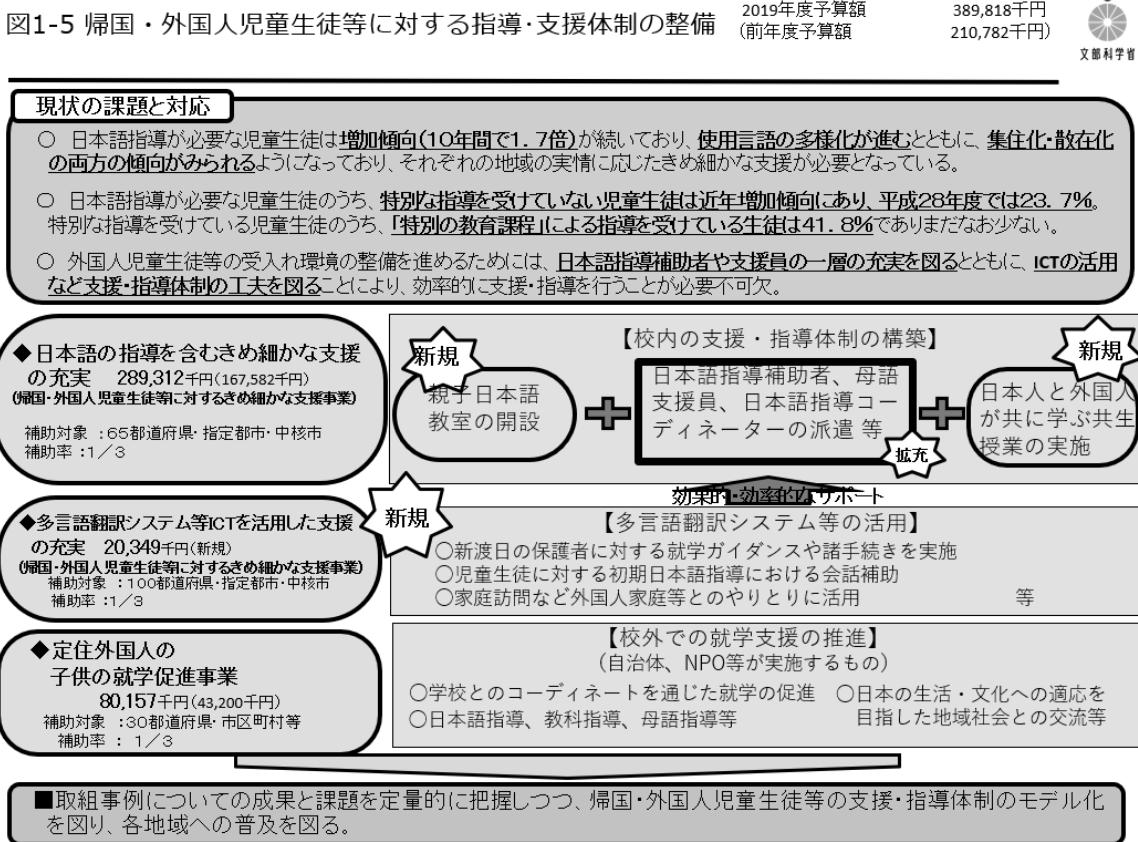
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」（※）を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6%（18.7点増）、38.8%（18.8点増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



こういったごく簡単な背景状況ですが、それでは、図1-1の「外国人児童生徒等への教育の充実」の①から⑦に沿って、どのようなことを報告書に織り込んでいるかを、申し上げます。まず①は、教員や支援員の充実ですが、先生の確保につきましては、義務標準法という、先生の定員に関する法律があるのですが、それが改正されて、平成29年に施行されています<sup>2</sup>。日本語指導が必要な人18人に1人あたりの先生を、基礎定数としてつけていくということで、今その切り替えが進んでいます。こういった学校の先生をサポートする役割を期待されているのが日本語指導の支援員の方、或いは、母語支援員、つまり通訳のようなことを担当する方ですが、そういった方々の確保については、図1-5の「日本語の指導のきめ細かな制度の充実」という予算で人件費の補助を行なっています。去年の入管法の改正があり、それから外国人の方がどんどん増えているという中で、この予算額も、去年からほぼ倍増という形で伸ばしている状況です（図1-5 参照）。

<sup>2</sup> 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）



しかしながらまだ足りないというご指摘もたくさん頂いているところです。それから先ほど多言語化ということで申し上げましたが、それへの一つの解決策として、多言語翻訳システムなどの、ICTを活用した支援ということで、タブレットに多言語翻訳システムのようなものをインストールして、授業の補助に使ったり、三者面談の時に、保護者の方とやり取りする時に使うといったことについても支援をしています。さらに遠隔教育を使って、散在地域の方にも、日本語の指導ができる体制づくりを実証研究のレベルで進めているところです<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 文部科学省「遠隔教育システム導入実証研究事業」  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1404422.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1404422.htm))。

**図1-6 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修  
モデルプログラム開発事業**

2019年度予算額：12,395千円  
(前年度予算額：12,342千円)



日本語指導が必要な児童生徒等は増加傾向にあり、居住地域も集住化と散在化が同時に進行する中、さらなる支援・指導の充実を図るために、日本語指導等を担当する教員の専門性の向上が求められている。

（参考）

日本語指導の方法がわからなかったり、教材等がなかったりするため、日本語指導等特別の指導（放課後の教科の補習等）ができるない学校は1434校あり、同じ理由のために、在籍学級以外の教室などでの取り出し指導（「特別の教育課程」による日本語指導）ができるない学校が2202校ある。（日本語指導が必要な児童生徒の在籍数は7020校（外国籍）・3611校（日本籍））

**大学等、教育委員会、学校における養成・研修に資する  
体系的なモデルプログラムを開発・普及**

H 2 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等、教育委員会、学校における養成・研修についての実態調査の実施（対象：教員養成系大学等607校、全国の教育委員会等）</li> <li>○上記調査や先進事例へのインタビュー調査を踏まえた、教員・支援員に求められる資質・能力の検討</li> <li>○モデルプログラムの立案及び同プログラムの試行協力機関・団体の公募・選定</li> </ul>
H 3 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデルプログラムの試行（大学、教育委員会、学校、NPO等（20機関程度）における養成・研修において実施）</li> <li>○モデルプログラムの成果の分析、評価の実施</li> <li>○モデルプログラムの実施方法についてのガイドブックの作成に向けた実施事例の収集</li> </ul>
H 3 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデルプログラム改訂版（最終版）、「養成・研修ガイドブック（仮称）」の作成</li> <li>○モデルプログラムの普及のためのセミナー・成果普及シンポジウムの開催</li> <li>○日本語指導を担う教員等の資質向上のためのウェブコンテンツの開発・公開</li> </ul>

URL:<https://mo-mo-pro.com/report>

次に2番目の柱ですが、教える先生の質をどう向上させるかということで、現在教壇に立っている学校の先生の大半は、自身の教職課程中に、日本語の指導のやり方は習っていないわけです。ですので、OJTで学んでいるのが現状ですが、それをもう少し体系的にやろうということで、先生を養成、研修するためのモデルプログラムを、今年度完成させます。あとはそれをどう、システムティックに展開するかになります（図1-6 参照）。それから日本語指導アドバイザーということで、地方の都道府県、そして市区町村の教育委員会で日本語指導を行うための研修に、中央からアドバイザーを派遣するという制度も、今月から始まりました<sup>4</sup>。これから大々的に宣伝をしていくつもりで、地域で体系的に、日本語の指導の研修の仕組みを作っていくたいと思っています。

次に、障害のある外国人の子どもの支援についてです<sup>5</sup>。1つだけ申し上げますが、これは特別支援教育課が調査研究をしまして、発達障害の可能性のある児童生徒に対する、合理的配慮の研究事業で、今年度は二箇所で実施しています。日本語指導が必要で、かつ発達にも不安がある方について、どのような形でアセスメントをして、どういう教育を提供するかについても、知見を高めたいと考えています。

<sup>4</sup> 文部科学省「外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の実施について」※2020年度より名称変更（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm)）

<sup>5</sup> 文部科学省「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409214.htm)）

それから、進学キャリア支援の充実について申し上げます。去年の秋に、初めて公表したのですが、高校の中退率ということで、日本語指導が必要な生徒の中退率が年間で9.6%、1割弱というようなデータを公表しました（図1-7）。1年間で1割中退してしまうということは、3年間で3割の方が中退してしまうことになります。そしてその残った7割の中で、大学に進めるのが4割ということです。

### 図1-7 平成30年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 高校生等の中退・進路状況に関する調査結果(速報値)

※本結果はあくまで速報値であり、見直し等の結果最終的には異なる数値になる可能性がある。  
※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。  
※全高校生等のデータは、各年度の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出。

#### 1. 中途退学率

※ここでいう「中途退学率」とは、当該年度中に中途退学した生徒数／当該年度に在籍している生徒数

**日本語指導が必要な高校生等:9.6%(平成30年度、特別支援学校の高等部は除く)**  
(全高校生等 : 1.3%(平成29年度、特別支援学校の高等部は除く))

#### 2. 進路状況

##### ①進学率

※ここでいう「進学率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等に進学等した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

**日本語指導が必要な高校生等:42.2%(平成30年度)**  
(全高校生等 : 71.1%(平成30年度))

##### ②就職者における非正規就職率

※ここでいう「非正規就職率」とは、当該年度に高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数／当該年度に高等学校等を卒業した後就職した生徒数

**日本語指導が必要な高校生等:40.0%(平成30年度、全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)**  
(全高校生等 : 4.3%(平成30年度、全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ))

##### ③進学も就職もしていない者の率

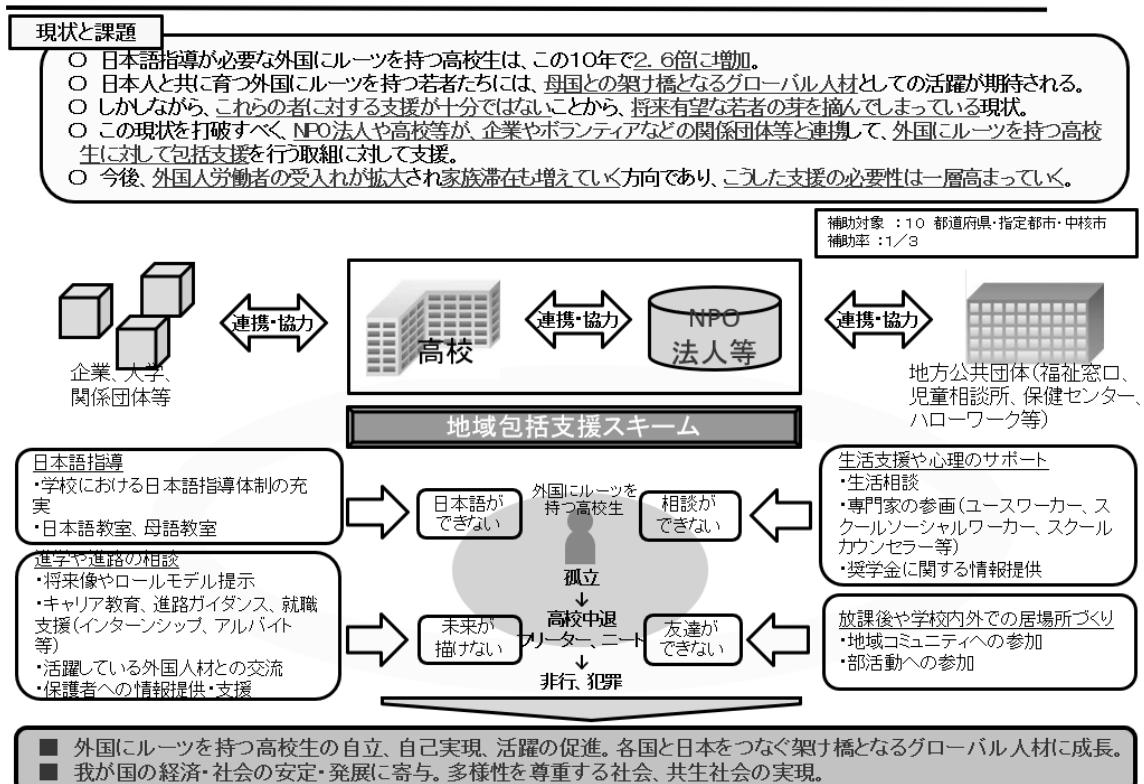
※当該年度に高等学校等を卒業した後進学・就職（・帰国）していない生徒数（不詳、死亡は除く）／当該年度に高等学校等を卒業した生徒数

**日本語指導が必要な高校生等:18.2%(平成30年度)**  
(全高校生等 : 6.7%(平成30年度))

（参考）日本語指導が必要な高校生のうち約52%が定時制高校に在籍（平成28年度）。

2019年度予算額：100,000千円  
(新規)

### 図1-8 外国人高校生等に対する包括支援環境整備事業 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)



やはり、日本語指導が必要な方も、きちんと高校を卒業して、希望に応じて大学に進めるような仕組みを作っていくかなくてはならない、ということで、これも今年度から新しく始めた事業ですが、日本語指導だけではなく、生活面のサポート、進路相談、そして放課後の居場所づくりなどを包括的に提供する事業も始めています（図1-8参照）。これは今全国6カ所でやっていますが、勉強を教えるだけではない支援もこれからますます重要になると思います。

そして、高等学校における受け入れでも、やはり日本語指導が必要な方は、入試の面でもいろいろなハンディキャップを負っているものです。各都道府県でも、様々な工夫が成されているところですが、特別定員枠の設定や、入試の際の受験教科の軽減といった取り組みが成されているところもあります（図1-9参照）。我々も、こういった知見を集積して、この県ではこういったことをやっている、ということを共有もして、取り組みを促していくと考えています。

## 図1-9 高等学校における受入れ

### 公立高等学校の入学者選抜における、外国人生徒の特別定員枠の設定

→14都道府県で設定

(北海道、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良)

### 公立高等学校の入学者選抜における、外国人生徒に対する受験教科の軽減

→11府県で設定

(茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛知、大阪、鳥取、熊本)

### 公立高等学校の入学者選抜における、外国人生徒に対する学科試験をすべて免除

※外国人児童生徒に対して、学科試験を実施しないことを指す(面接や作文は実施)。

→3道県で設定

(北海道、千葉、長崎)

参考:文部科学省「平成30年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm)

そして次に、⑤ですが、就学状況の調査ということで、これも新聞などで取り上げられました。今回国で初めてですね、国会で浮島副大臣がやりますと宣言していただいたものですが、不就学のお子さんが外国籍のお子さんにはたくさんいるだろう、という推定はされていましたが、今回初めて国として、各自治体に対して調査をして、義務教育の学校に通っている方が何人いるのか、そして外国人学校に通っている人は何人いるのか、どこにも通っていない方が何人いるのか、それをどういう自治体がどれぐらい把握しているのか、ということを調べているところです。現在はそのデータを集計しているところで、またその結果も公表して政策に結びつけたいと考えています<sup>6</sup>。

それから⑥は、夜間中学のお話ですが、それぞれの地域で最低1つは設置をしていくということで<sup>7</sup>、その取り組みを進めることを検討チームの報告書の中にも書かせていただい

<sup>6</sup> 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）について」

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/09/1421568\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00001.htm))

<sup>7</sup> 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/decision0621.html>)、首相官邸「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」(<https://www.kantei.go.jp/singi/gaikokujinzai/>)、文部科学省「外国人の受け入れ・共生のための教育推進検討チーム」報告

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm))

ております。今年度も新しく夜間中学が設置されていますので、こういった夜間中学の利用促進も図っていきたいと考えています。

図1-10 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項	
<b>1. 新時代に対応した義務教育の在り方</b>	
○ 基礎的読解力などの <u>基礎的な学力の確実な定着</u> に向けた方策	
○ 義務教育9年間を見通した <u>児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方</u> や、 <u>習熟度別指導の在り方</u> など今後の <u>指導体制の在り方</u>	
○ 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む <u>教育課程の在り方</u>	
○ <u>障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒</u> に対する指導及び支援の在り方など、 <u>児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方</u>	等
<b>2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方</b>	
○ 普通科改革など <u>各学科の在り方</u>	
○ 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、 <u>STEAM教育</u> の推進	
○ 時代の変化・役割の変化に応じた <u>定時制・通信制課程の在り方</u>	
○ <u>地域社会や高等教育機関との協働</u> による教育の在り方	
<b>3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方</b>	
○ 外国人児童生徒等の <u>就学機会の確保</u> 、教育相談等の <u>包括的支援</u> の在り方	
○ 公立学校における外国人児童生徒等に対する <u>指導体制の確保</u>	
○ <u>日本的生活や文化</u> に関する教育、 <u>母語の指導、異文化理解や多文化共生</u> の考え方に基づく教育の在り方	等
<b>4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等</b>	
○ 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる <u>教師の在り方</u>	
○ 義務教育9年間を <u>学級担任制を重視する段階</u> と <u>教科担任制を重視する段階</u> に捉え直すことのできる <u>教職員配置や教員免許制度の在り方</u>	
○ <u>教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方</u>	
○ 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など <u>教員免許更新制の実質化</u>	
○ <u>多様な背景を持つ人材</u> によって <u>教職員組織</u> を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方	
○ 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する <u>教師の専門性向上のための仕組み</u> の構築	
○ 幼児教育の無償化を踏まえた <u>幼児教育の質の向上</u>	
○ <u>義務教育</u> をすべての児童生徒等に <u>実質的に保障</u> するための方策	
○ <u>いじめの重大事態、虐待事案</u> に適切に対応するための方策	
○ 学校の小規模化を踏まえた <u>自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方</u>	
○ <u>教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用</u> を含む条件整備の在り方	等

そして7番目、最後になります。異文化理解、多文化共生の考え方に基づく教育の充実ですが、これについては、本当にこれから一生懸命考えなければいけないと考えています。

図1-1は、新しい時代の初等中等教育のあり方について、2019年の4月に中央教育審議会に諮問がなされたものです<sup>8</sup>。4本の柱のうちの一本、3番のところに、増加する外国人児童生徒への教育のあり方が位置付けられています（図2-10参照）。これは、かなり画期的なものだと思います。新しい初等中等教育のあり方の4つのうちの1つが、外国人児童生徒の問題ということで、文科省としても本当に取り組みを進めていかなければならないという意気込みを伝えさせていただいている。そしてこの分野については、専門的な議論も必要となっていますので、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、2019年6月27日に第一回の会議を開かせていただきました。こちらの会議でだいたい年度内を目指して、異文化理解や多文化共生に関する教育のあり方などについても議論を

<sup>8</sup> 文部科学省「新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）」

（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1415877.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1415877.htm)）

して、成果をとりまとめていきたいと考えています<sup>9</sup>。この種から芽がでて花が咲いて施策の充実につながるよう、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、また注目をしていただければと思います。以上です。

三好圭（みよし けい）（文部科学省総合教育政策局）

---

<sup>9</sup> 文部科学省「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」

（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext\\_00255.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html)）